

【アメリカ法の特徴——連邦制度と判例法主義】

1 連邦制度——州と連邦（合衆国）

(1) 州による法の違い

- 死刑のない州——15 州，死刑がある州——35 州
- 医師による自殺幇助——禁止する州（NY, WA, 1997），法律で許容する州（OR, 1997, WA, 2008），判例で許容する州（MT, 2009）〔治療中止を求める権利は，憲法上の権利または判例法上の権利として確立されている。〕

(2) 国のあり方

- unitary state（単一国家）
- federal state（連邦国家）——国法（合衆国憲法）上の国家の結合，連邦の法は各 state の国民にも直接効果を及ぼす。
- confederation of states（国家連合）——条約に基づく諸国家の平等な結合，諸国家の関係は国際法上の関係]

(3) アメリカの連邦制度

- ①州が第一次的統治権を持つ；連邦は合衆国憲法によって州から委譲された権限のみを行使できる。州の統治権は一般的，連邦の統治権は合衆国憲法に掲げられたものに限られる。

歴史的にも——13 州の独立：1776 年 7 月 4 日，合衆国の成立：合衆国憲法の発効日——1788 年 6 月 21 日（連合規約の大陸会議可決日 1777 年 11 月 15 日，成立日 1781 年 3 月 1 日，合衆国憲法の憲法制定会議可決日 1787 年 9 月 17 日）。

- ②法の形成という面で見ると，実体法については，一般刑法や民法や商法の分野などは連邦にそれを形成する権限が与えられておらず，州の議会や裁判所によって形成された法が適用される。

しかし，合衆国（連邦）が扱う問題もある——合衆国憲法上の権限（たとえば州際通商・歳出権限・郵便権限）の根拠が必要。

2 判例法主義

(1) 各種の紛争解決方法

交渉

斡旋（紛争解決の促進のため第三者が世話をすること）

調停（紛争解決のため，第三者〔多くの場合，公平中立の公的機関〕が紛争当事者間を仲介し，その紛争の解決を図ること。斡旋よりはフォーマルで，第三者が積極的に働く。仲裁と異なり，調停案は当事者を拘束しない）

仲裁（当事者の合意＝仲裁合意〔仲裁法 2 I〕に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。あらかじめ仲裁合意が必要。仲裁人による「仲裁判断」は当事者間では確定判決と同様の効力がある〔仲裁法 45 条 1 項〕）

訴訟（一方当事者の訴えによって開始され，裁判所が事実を認定し，その認定事実に普遍的ルール（法規範）を適用して行う紛争解決）

- (2) なぜ普遍的ルールが必要か？——第一次的には，恣意的な判断が下されることを防ぎ，公平性を確保するため。

裁判を象徴する正義の女神（goddess of justice）は目隠しをして右手に剣を，左手に天秤ばかりを持つ。剣は権力の象徴であるとともに，悪人を懲らしめ良民を保護するもの。秤は法にのっとった公正な判断を示す。目隠しは当事者が誰にあるかによって判断が歪められないことを保障するもの。

- (3) ルールをどこに求めるか？

わが国やドイツ、フランスなどの国々では、(あらかじめ議会によって一般的、抽象的に定められた) 法典、法律(制定法)に求める(制定法主義)。

アメリカ、その母国たるイギリスなどでは、判例(過去に裁判所が同種の事件において下した判断)に求める(判例法主義)。

(4) わが国では、判例とは、過去の判決のうち現在も拘束力を持つものをいうとされる(そうでない過去の判決は「裁判例」と呼ばれる)。

わが国でも判例は、事実上、ある程度の拘束力を持つてはいる

刑事訴訟法 405 条 1 項 2 号

第 405 条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

民事訴訟法 318 条 1 項

第 318 条① 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例(これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受審することができる。

しかし、基本的には、具体的事件における制定法の解釈例に過ぎないとされている。わが国の判決理由のなかにおける過去の裁判例の参照は少ない。とくに、下級審判決の引用はないに等しい。判決は、法律の規定の論理的操作によって導き出されるという建前に沿っている(法律→事実→判決)。

憲法第 76 条③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(5) これに対して、アメリカでは、契約法や不法行為法など法の基本的分野について法典、法律がない(カリフォルニア州などの例外もあるが)。また法律がある分野も多いが、その解釈には常に、以前の裁判所の判断が参照される。また制定法解釈の基本原則も、判例によって確立されている(過去の判決[事実→判決]の事実と、現在の事件の事実を比較して判決を導く)。

(6) 先例拘束性の原理

判例法が法規範として機能する背後には、先例拘束性の原理(doctrine of stare decisis; doctrine of precedent)がある。過去の判決は、それと同じ事実関係を持つ後の事件について拘束力を有し、裁判所は、その過去の判決に従って裁判しなければならない。つねに、同じ事実関係に関する過去の判決を意識して裁判しなければならない。判例の変更は、原則としてない、という前提で裁判がなされる。

(7) 判決のうちで拘束力が認められる部分——当該事件の判決を導き出すために必要な法原則、法規範(狭義の判決理由)(ratio decidendi, holdings)——判例法とは、過去の判決(広義)で示された判決理由(ratio decidendi, holdings)の集積。

広義の判決理由 opinion (←→判決[主文] judgment)には狭義の判決理由と傍論(obiter dictum)が含まれる。傍論には拘束力は認められない。

(8) ひとことでいえば、制定法主義の国では、法典のない法制度を考えることはできないのに対して、判例法主義の国では、判例法を欠く法制度を考えることができない、という違いということができる。